

土地利用基本計画の概要

- この計画は、国土利用計画法第9条に基づき定めるもので、土地利用に関する個別法（都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例等）とあいまって、適切かつ合理的な土地利用を図るための計画として位置付けられている。行政機関相互の総合調整機能を果たすとともに、土地取引に関しては直接的に、開発行為については個別法を通じて間接的に、規制の基準としての役割を果たすものである。
- 計画は、計画図（都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域の五地域の範囲を縮尺5万分の1の地形図上に表示したもの）と計画書（土地利用に関する調整指導方針等について記載したもの）から構成されている。
- この計画は、行政機関相互の調整機能を目的とするため、五地域に関する個別法の地域を変更しようとする場合は、あらかじめ本計画を変更しなければならない。
- 本県は、昭和50年7月に計画を策定して以来、41回の変更を行っており、今回が42回目である。
- 計画の作成・変更の手続きは、愛知県国土利用計画審議会及び関係市町村長の意見を聴いた上、国土交通大臣との協議を経て、知事が決定・公表することとなっている。なお、国土交通省は、この変更手続きにおいて、関係省庁と協議を行うことになっている。

五地域区分の変更概要

総括表

五地域区分	現行計画の面積		変更する面積			変更後の計画面積	
	面積(ha) (①)	割合(%) (①/県土面積)	拡大面積(ha) (②)	縮小面積(ha) (③)	差引面積(ha) (④:②-③)	面積(ha) (⑤:①+④)	割合(%) (⑥:⑤/県土面積)
都市地域(a)	355,019	68.8%			0	355,019	68.8%
農業地域(b)	176,860	34.3%		46	△ 46	176,814	34.2%
森林地域(c)	222,681	43.1%		7	△ 7	222,674	43.1%
自然公園地域(d)	88,959	17.2%	13	5	8	88,967	17.2%
自然保全地域(e)	294	0.1%			0	294	0.1%
五地域計 (f:a+b+c+d+e)	843,813	163.4%	13	58	△ 45	843,768	163.4%
白地地域	2,494	0.5%			0	2,494	0.5%
県土面積	516,326	100.0%			0	516,326	100.0%

注1: 県土面積は、平成24年10月1日現在の国土地理院公表の県土面積である。

注2: 五地域区分の面積は、土地利用基本計画上で計測したものである。

【記載上の注意事項】

- 1) 「現行計画の面積」、「変更する面積」、「変更後の計画面積」欄の「面積(ha)」には、整数値を記載する。
- 2) 「現行計画の面積」、「変更する面積」、「変更後の計画面積」欄の「割合(%)」の数値は、小数点第1位まで記載する。
- 3) 「現行計画の面積」と「変更後の計画面積」に記載する県土面積は一致させる。
- 4) 「変更する面積」欄には、変更する面積のみを記載する(変更がない場合は、空欄とする)。
- 5) 「差引面積(ha)」がマイナスになる場合、数字の前に「△」を付する(「縮小面積」欄の数字の前には「△」を付さない)。

今回の変更の概要

- 計画図

計画図中の範囲(ゾーニング)の変更を行うものであり、その概要は以下のとおりである。

五地域区分	変更する面積(ha)		変更内容
	拡大	縮小	
都市地域			
農業地域		46	他用途転用に伴う縮小(東郷町46ha)
森林地域		7	他用途転用に伴う縮小(長久手市7ha)
自然公園地域	13	5	区域線の明確化に伴う拡大(新城市13ha) 区域線の明確化や市街化の進行に伴う縮小(新城市5ha)
自然保全地域			

- 計画書

変更しない。

- 変更の時期

愛知県国土利用計画審議会にて意見を聴取した後、国土交通大臣との協議を経て、平成25年2月頃に決定・公表を予定している。